

酒田産業会館使用に関する注意事項

【酒田産業会館使用規程及び内規に基づく】
以下、一部抜粋

使用許可

会館を使用する者（以下「使用者」という。）は会頭の許可を受けなければならない。

使用不許可

会頭は次の事項に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱す恐れがあると認めたとき。
- (2) 会館の管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他会館の運営上不適と認めたとき。

また、使用承認後または使用中であっても承認を取り消す場合がある。（詳細別途記載）

使用料

使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。

キャンセル料については、使用日の1週間前から発生する。（詳細別途記載）

使用上の遵守事項

- (1) 入場人員は収容定員を標準とすること。
- (2) 火災及び盗難の防止に留意すること。所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (3) 特に承認を受けたものの他、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。

使用上の禁止事項

- (1) 室内以外の廊下、階段、玄関ホール及びエレベーター内に掲示物（チラシ・旗等）の貼付及び鋸、釘の使用を禁止する。
- (2) 室内以外への展示品、荷物、その他の置物について禁止する。
- (3) 室内での裸火、放水及び危険物の持ち込みを禁止する。
- (4) 会場使用日前に当会館宛の荷物等の送付を原則禁止する。

免責事項

- (1) 建物、設備及び器物類を毀損、汚損、亡失したときは、何人の所為たるを問わず、使用者はその責に任ずるものとする。
- (2) 展示物等の盗難、紛失、破損に対する一切の責任は負いません。
- (3) 会場使用時の不慮の事故（天災、停電、爆発、その他）により利用が中止された場合、その損害について一切の責任は負いません。

その他必要な事項

- (1) 臨時の設備を必要とする場合は、その都度申し出の上許可を受けること。
- (2) 備品の使用については会場申込時に申請し、会場料とともに精算すること。
- (3) 会議室使用のための準備及び終了後の片付け等は使用者においてするものとする。
お茶道具等は持参すること。
- (4) 展示会等による商品、物品の搬出入については、2 t車以内とする。
- (5) 駐車場については、会場使用者に限り2 t車以下1台とする。
 - ・会場使用者の方は、会館わきの平面駐車場について1時間まで無料（※時間厳守）
搬出入等以外での使用については有料とする。
 - ・来客者等の駐車料については実費負担とし、使用者の判断に委ねる。
- (6) エレベーターで荷物を運ぶ時は重量 1,000 kg 未満とし、大きさは高さ 2.1m、巾 0.8 m、奥行 1.5m 未満のものとする。